別表1 (第1関係) 検疫指定物品

検疫指定物品	以下の輸入統計品目番号に属する中古製品(※)		
	輸入統計品目 番号		
(1)農業、園芸又	8432.10-000	農業用、園芸用又は林	プラウ
は林業の用に供する	8432.21-000	業用の機械(整地用又	ディスクハロー
機械(整地又は耕作	8432.29-000	は耕作用のものに限	その他のもの
の用に供するものに	8432.31-000	る。)及び芝生用又は	不耕起栽培用の播種機、植付け機
限る。)	0.02.01	運動場用のローラー	及び移植機
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	8432.39-000		その他のもの
	8432.41-000		堆肥散布機
	8432.42-000		施肥機
	8432.80-000		その他の機械
(2)農業の用に供	8433.20-000	収穫機及び脱穀機(わ	その他の草刈機(トラクター装着用のカ
する草刈機、乾草製		ら用又は牧草用のベー	ッターバー含む。)
造機、わら用若しく	8433.30-000	ラーを含む。)、草刈	その他の乾草製造用機械
は牧草用のベーラ	8433.40-000	機並びに卵、果実その	わら用又は牧草用のベーラー(ピ
一、収穫機又は脱穀		他の農産物の清浄用、	ックアップベーラーを含む。)
機	8433.51-000	分類用又は格付け用の	コンバイン
	8433.52-000	機械(第 84.37 項の機械	その他の脱穀機
	8433.53-000	を除く。)	根菜類又は塊茎の収穫機
	8433.59-000	- 1 1 1 1	その他のもの
(3)農業用トラク	8701.10-000	トラクター	一軸トラクター
ター	8701.30-000	(第 87.09 項のトラクタ	無限軌道式トラクター(農業用の
		ーを除く。)	もの)
	8701.91-010		農業用のもの(エンジン出力 18 キロワッ
			ト以下のもの)
	8701.92-010		農業用のもの(エンジン出力 18 キロワッ
	0701 02 011		トを超え 37 キロワット以下のもの) 農業用のもの (エンジン出力が 37 キロ
	8701.93-011		展来用のもの (エグラ山力が 37 fg   ワットを超え 52 キロワット以下のもの)
	8701.93-012		農業用のもの (エンシ゛ン出力が 52 キロ
	5701.55 01Z		ワットを超え 75キロワット以下のもの)
	8701.94-010		農業用のもの(エンジン出力が 75 キロ
			ワットを超え 130 キロワット以下のもの)
	8701.95-010		農業用のもの(エンジン出力が 130 キ
			ロワットを超えるもの)

<sup>※</sup> 中古製品とは、本表に掲げる(1)から(3)までの検疫指定物品であって、外国の農用 地又は森林で使用されたものをいう。